

○十二月二十日(木) (第十八号)

出欠席議員	一九七
出席説明員	一九九
議事日程	二〇〇
開議	二〇三
諸報告	二〇三
議会運営委員長報告	二〇三
日程第一 議案第百号	福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例 (審査報告)——原案可決・二〇六
日程第二 議案第百一号	福生市国民健康保険条例 (審査報告)——原案可決・二一〇
日程第三 議案第百二号	福生市国民健康保険税条例 (審査報告)——原案可決・二一三
日程第四 議案第百三号	昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第五号) (審査報告)——原案可決・二一八

日程第五 議案第百四号	昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号) (審査報告)——原案可決・二三二
日程第六 議案第百五号	昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号) (審査報告)——原案可決・二三四
日程第七 議案第百六号	昭和五十四年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号) (審査報告)——原案可決・二三八
日程第八 議案第百七号	昭和五十三年度福生市一般会計決算認定について (審査報告)——原案認定・二四〇
日程第九 議案第百八号	討論・・・反対・松山 清君、賛成・田村 市郎君 昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について (審査報告)——原案認定・二四六
日程第十 議案第百九号	昭和五十三年度福生市福生都市計画事業

日程第十一 議案第百十号

福生土地区画整理事業会計決算認定につ
いて (審査報告)——原案認定・二四八

日程第十二 議案第百十一号

昭和五十三年度福生市下水道事業会計決
算認定について (審査報告)——原案認定・二五〇
昭和五十三年度福生市受託水道事業会計
決算認定について

日程第十三 議案第百十二号

(審査報告)——原案認定・二五三

市道路線の認定について

日程第十四 議案第百十五号

(審査報告)——原案可決・二五六

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関す

る条例の一部を改正する条例——原案可決・二五八

日程第十五 議案第百十六号

福生市の一般職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例——原案可決・二六一

日程第十六 議案第百十七号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計補

正予算 (第四号)——原案可決・二七四

日程第十七 陳情第四号

原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に

関する陳情書・二七九

日程第十八 陳情第五号

非核三原則の立法化要請決議に関する陳

情書・二八〇

日程第十九 陳情第六号

地域防災コミュニティセンターの設置に

関する陳情書・二八一

日程第二十 陳情第七号

町会において管理運営する掲示板の設置

に関する陳情書・二八三

日程第二十一 閉会中の継続審査申し出について・二八四

総務委員長の発言申し出 (請願第四号について)・二八四

日程第二十二 特定事件の継続調査について・二八七

閉議・閉会・二八八

第四回福生市議会

定

例

会会議録(第十五号)

昭和五十四年十二月六日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が招集された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	田村市郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	小林菊三	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木藤次郎	君	十六番		君
十七番	関米吉	君	十八番	東田正治	君

十九番	宮沢良一	君	二十番	指田保雄	君
二十一番	末次性男	君	二十二番	小堺仁七	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員は次のとおりである。

十六番 貫井喜代次君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事 局長	古谷徳男	君	議事 係長	市川昭利	君	臨事速 記事務 補佐員	伊藤美知子	君
----------	------	---	----------	------	---	-------------------	-------	---

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎	君	助	役兼総務 部長	篠崎俊夫	君	
入役	橋本孝蔵	君	教	育	長	町田倍二	君
企画財政部長	上野重勝	君	総務部長				
市民部長	生子国利	君	福祉部長	森田猛	君		
建設部長	浅見裕康	君	教育次長	内田和雄	君		
水道事務所長	田村忠雄	君	監査委員事務 局長事務取扱	高水求	君		
事務取扱参事			参				
選挙管理委員 会事務局長	乙津宗吉	君					

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十四年第四回福生市議会定例会議事日程

開議日時 十二月六日（木）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第百号 福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第百一号 福生市国民健康保険条例

日程第六 議案第百二号 福生市国民健康保険税条例

日程第七 議案第百三号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第八 議案第百四号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第九 議案第百五号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

日程第十 議案第百六号 昭和五十四年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十一 議案第百七号 昭和五十三年度福生市一般会計決算認定について

日程第十二 議案第百八号 昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第十三 議案第百九号 昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計決算認定について

日程第十四 議案第百十号 昭和五十三年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十五 議案第百十一号 昭和五十三年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十六 議案第百十二号 市道路線の認定について

午前十時開会・開議

○議長(小林菊三君) たいまから昭和五十四年第四回福生市議会定例会を開会いたします。
これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(小林菊三君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

十七番 関米吉君

十九番 宮沢良一君

二十番 指田保雄君

以上三名を指名いたします。

○議長(小林菊三君) この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告を
いたします。

(古谷議会議務局長報告)

- 一、昭和五十四年第四回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 二、議案の送付について（別添参照）
- 三、請願の一部変更願について
- 四、議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 五、昭和五十四年度第三回定期監査の結果について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、副委員長から報告を願います。

（議会運営副委員長宮沢良一君登壇）

○議会運営副委員長（宮沢良一君） 御指名でございますので、委員長にかわり、去る十月三十日に開催いたしました議会運営委員会の結果を、御報告申し上げます。

第四回定例会に提出されます案件は、五十三年度の各会計決算認定を主といたしまして、ほかに条例及び補正予算等があります。すでに御案内のとおりの内容でございます。

ます。

日程は、お手元にお配りしてあるとおりの順序として、一般質問は六人から通告がありますので、慣例に従い、通告順にお願いすることになっております。

議案は、全部を所管の委員会に付託して審査を願うことにいたしました。昭和五十三年度一般会計決算については、従来どおり特別委員会を設置して、付託審査をするよう議運は全員一致いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。こゝろ一般質問の人数とか、委員会の審査日数並びに日曜日等、過去の実績も勘案して、会期は本日から十二月二十日までの十五日間とすることに決定いたしました。

なお、本日一般質問が時間内に終了の場合は、その後理事者側から申し出の全協及び決算特別委員会設置等の議会側の全協を行うことを、議運は了承しておりますので、あらかじめお含みおきを願います。

以上でございますが、本年最後の今期定例会が円滑に運営され、有終の美を飾ることができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で副委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま副委員長から報告されたとおり、十二月六日から二十日までの十五日間と決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって会期は十五日間と決定いたしました。

議長（小林菊三君） 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりしますので、通告の順に従い発言を許します。
九番 小野沢久君。

（九番 小野沢久君登壇）

○九番（小野沢久君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

早速ですが、第一点目ですが、社会体育施設についてお尋ねいたします。

市民総合体育大会もスキー競技を残し、昨年を上回る盛況のうちに終わることができました。また、十一月にはソフトボルの全日本選手権大会も行われ、最高レベルの技術に接するとともに、全国にテレビを通じ福生市をアピールしたわけでございます。こうして日々盛んに

なり、また高度化するスポーツですが、その施設に大きなウェイトを占める面があるわけでございます。

現在の福生市の体育施設状況ですが、人口当たりの施設面積は二十六市中上位にあり、内容スポーツ教室等も充実しつつありますが、これも関係各位の御努力と感謝する次第でございますが、近隣の昭島市、秋川市、羽村町等と比較した場合、施設の面積の面ではもう一歩というところでございます。そこで、今度の計画ですが、一点目に基本構想でも市民総合グラウンドの設置直に努めるとあるが、これはどのように考えているのか。

体育施設、二点目ですが、テニス及びバドミントンのコートについてお尋ねいたします。

体力、スポーツに関する世論調査等によりますと、人気のあるクラブのナンバーワンにテニスが挙げられております。福生市におかれても、初心者教室も熱心に行われ、コートの利用状況を見ましても、土曜、日曜、休日等の利用状況はほとんど一〇〇％に近い状況でございます。借りに行っても、なかなか借りられないというのをよく聞きます。そういう状況にいたえるためにも、テニスコートの新設、あるいは現在あります南公園のコートの全天候性へ改造するとか、取り組むべきと思うがどのように考えるか。

また、合わせましてバドミントンコートにつきましても、現在各クラブで小中学校の体育館

を借用しているわけですが、その都度コートにおののクラブでテープを張っているわけですが、常設の線を引くことができないかどうか。テープをその都度張りますと、時間もかかりますし、体育館の床を汚すことにもなると思います。またこれを一面どの程度かかるかも合わせてお答え願いたいと思います。

第二点目ですが、廃道敷についてお尋ねいたします。

これは旧来赤道と言われておりました道でございますが、関係者の努力によりまして、国からの払い下げ手続もほぼ完了し、現在は市の普通財産として整理・管理されているわけです。また、一部には払い下げ申請も出て、聞きますが、現在市内どの程度あるのか。また払い下げ方法はどのようにしているのかお答え願いたいと思います。

第三番目、表彰についてですが、市制施行十周年記念の表彰について、毎年七月一日の市制施行記念日には一般表彰、自治功勞表彰、職員表彰等が行われているわけですが、来年は市制施行十周年を迎えるわけです。そこでこれを期に、ボランティア活動、あるいは青少年の育成等々、各方面で御尽力をなさっている方々を幅広く表彰したかどうかと思うが、どう考えるか。折しも十周年記念事業検討委員会によりまして、表彰問題等も検討されておりますが、どのように考えているのか。

もう一点、技能功勞者の表彰制度について、技能成績が優秀で、他の模範としてふさわしい人、たとえば印刷工一筋で三十年以上その仕事に従事し、多くの後輩を指導してきたような人、左官職とか美容・理容師、植木職人等で優秀な人を、勤勞感謝の日にも表彰したらどうかと思うが、この辺も合わせてお答え願いたいと思います。

四番目ですが、国民年金の受給権者への連絡について、老齡年金、通算老齡年金の受給資格者が六十五歳になりますと、支給されるわけですが、一部には支給の繰り上げ、あるいは繰り下げ等、多少時期はずれてまいります。原則的には六十五歳で支給されるわけでございます。これは請求しないでおりますと、五年で時効になるわけでございます。このことにつきましては、最近市の広報あるいはお知らせ等でアピールはしておりますが、万が一の事故防止の点から、新たに受給権者となった人への連絡はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

一回目の質問にかえさせていただきます。
よろしくお願ひします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点でございます。社会体育施設についてでございますが、ごもとの御意見でございます。まして、私も体育は体力をつくるばかりではなく、それに付随いたしまして社会教育の面から、最も重要なものであると思っております。また、リッパは市民になつていただくために、社会教育を数多く行っておりますが、やはり体育から入るのが一番取りつきやすい、ようは気がしております。でございますので、できるだけ御指摘の点を充実にするよう、命じているところでございます。

ただ、一番の市民総合グラウンドにつきましては、積極的に進めておりますが、スタンドのございますような、また一カ所ですべてが済むよりなりは、なものは予算あるいは土地の制約等で、なかなかできかねますので、現実、実際に使えるものをできるだけ早くつくりたいと思っております。

二番の、テニスコート、バドミントンのコートにつきましては、同じでございますが、バドミントンのコートにつきましては、恐らく学校の体育館等の関係ではないかと思ひまして、その点につきまして教育委員会に連絡いたしましたところでございます。

二番の廃道敷につきましては、むしろ私は、このようは問題を先生方にお考えいただくということに、申しわけなくさえ思つておるわけでございます。後ほど担当者から御説明

申し上げます。この点につきましては、申しわけなく存じております。

表彰につきましては、市制十周年記念でございますので、できるだけ市制十周年にふさわしいような記念表彰をいたしたいと考へておりまして、積極的に検討するよう命じてございますが、具体案ができませんでしたらば、表彰審査委員会にも御検討をお願いしたいと考へております。

技能功労者につきましては、私も善行表彰等と合わせて、いつも毎年考へているところでございますけれども、非常に選考がむずかしいというよりなことで行き詰まりますし、また選考となりますと、どうしても個人的主観が入ってしまうというふうなことになる、ついつい、延々延々になつておるところでございますが、何らか早く考へなければいけない問題であるという、ことを十分に認識しております。例年、商工会におかれまして、優良店員の表彰式をしておりまして、その際、長い年限お勤めの方に限りましては、市長名をもちまして、ほう賞状を出しているところでございます。したがいまして、まず第二に商工会に御相談を申し上げまして、何らか手を打ちたいというふうに考へております。

国民年金につきましては、担当者からすべてを御答弁を申し上げたいと思ひます。